

海外の法専門職教育

ソウル大学校法学専門大学院 の臨床法学教育プログラム

田 政桓 (チョン・ジョンファン)

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士

吳 珍淑 (オ・ジンスク)

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士

ソウル大学校法学専門大学院の臨床法学教育プログラム

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士
田 政桓（チョン・ジョンファン）

ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター指導弁護士
吳 珍淑（オ・ジンスク）

I. ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター

韓国の法学専門大学院は2009年に全国25校が開校し、1年間の入学定員は2000人だ。このうち、ソウル大学校法学専門大学院は入学定員が150人で最も規模が大きく、弁護士試験合格率も最も高い¹。ソウル大学校法学専門大学院公益法律センター（以下「公益法律センター」という）は、ソウル大学校法学専門大学院リーガルクリニックセンターの臨床法学教育と学生たちの公益活動支援を強化するために2019年に開所した。公益法律センターは学生が実際の事件で弁護士のように考えて行動することを教育し、公益法務実習プログラムおよびさまざまな法律プロボノ活動で法曹人の倫理と専門家の責任感を持つ人材を養成している。

公益法律センターは臨床法学教育、プロボノ、立法提言、公益政策開発など4つの領域の業務を遂行している。このような業務遂行のために専任教授であるセンター長と臨床教授5人（米国弁護士である外国人専任教授1人を含む）、指導弁護士4人、公益フェロー弁護士4人など弁護士14人

と、広報と予算など事務業務を担当する職員2人がいる。公益法律センターは学生の臨床法学教育だけでなく、地域社会の法律扶助活動および協力機関の公益訴訟、公共立法政策提案などの活動で法学専門大学院の社会的責任を果たしている。

II. 臨床法学教育

1. 臨床法学の授業

臨床法学授業は法学専門大学院で開設される科目であり、授業において受講生は実際の事件または法律プロジェクトを遂行する。ソウル大学校法学専門大学院の臨床法学科目は2単位で毎学期開設され、PassまたはFail方式で評価する。臨床法学の授業を受講するためには、法文書作成、法律情報調査、民法など基礎科目を先に履修しなければならない。したがって、教科のカリキュラムによって2年生から受講が可能で、3年生は弁護士試験の準備で受講が難しいため、授業はほとんど2年生が受講する。

公益法律センター開所以後、2020年からは地域社会立法提言クリニック、最高裁判所弁論クリニック、女性児童人権クリニック、国際取引法務クリニック、消費者

1 2021年度弁護士試験では受験者192人中158人が合格し合格率は82%であった。

※2022年臨床法学の授業状況

	2022年1学期（3月～6月）	2022年2学期（9月～12月）
1	地域社会法律構造クリニック1	地域社会法律構造クリニック
2	地域社会法律構造クリニック2	女性児童人権クリニック
3	女性児童人権クリニック	障害者人権クリニック
4	障害者人権クリニック	人間尊厳性クリニック
5	人間尊厳性クリニック	国際取引法務クリニック
6	Difficult Conversation Clinic	労働法クリニック
7	国際取引法務クリニック	最高裁判所弁論クリニック
8	労働法クリニック	表現の自由クリニック
9	最高裁判所弁論クリニック	ExpertTech&Lawクリニック
10	表現の自由クリニック	刑事被害者弁護クリニック
11	刑事実務クリニック	移住難民クリニック
12	ExpertTech&Lawクリニック	
13	刑事被害者弁護クリニック	
14	社会的経済クリニック	

紛争クリニック、国際人権クリニック、社会経済クリニックなど、1学期に13から16のクリニックが開設されている。2022年度の1学期には14のクリニックが開設され、同2学期には障害者人権クリニック、人間尊厳性クリニック、労働法クリニック、ExpertTech&Lawクリニック、移住難民クリニックなど様々なテーマのクリニックが開設されている。臨床法学授業の受講生数は2022年度1学期には94人、2学期には69人で、2年生の多数が臨床法学を受講している（2年生定員は150人）。

2. 地域社会法律構造クリニックの事例

臨床法学の授業の中で、地域社会法律構造クリニックは、公益法律センターの臨床

教授と指導弁護士の指導する授業というのが特徴だ。このクリニックの場合、臨床教授だけでなく公益法律センターの指導弁護士たちが授業で学生たちを指導しており、学生は公益法律センターの法律救助事件で法律相談をして訴訟書面を作成する。

受講生は全員公益法律センターに受け付けられた法律相談（学内相談または外部協力機関公益相談）の中から1件を割り当てられ、指導弁護士の指導監督の下に実際の法律相談を行う。また、公益法律センターで受任した訴訟事件の中から授業時期と教育的目的に符合する事件を選別し、受講生が実際に提出される書面の草案を作成するようにする。授業は講義と実習、特講および相互討論で構成され、実際に依頼人と法

※クリニックの訴訟事件

リーガルクリニック	事件内容
地域社会法律構造クリニック 1	- 移住漁船員死亡に対する損害賠償請求 - 移住女性職場の嫌がらせに対する損害賠償請求
地域社会法律構造クリニック 2	- 金融監督院の公益申告者情報流出に対する国家賠償請求 - 女性障害者保険金返還請求訴訟控訴審事件
女性児童人権クリニック	- 強制追放海外養子縁組国家賠償事件 - 未成年性暴力被害者映像陳述証拠能力関連立法意見書
障害者人権クリニック	- 障害者施設死亡国家賠償事件上訴
労働法クリニック	- 放送従事者の労働問題事件
最高裁判所弁論クリニック	- 定年保障型賃金ピーク制事件 上告審
人間尊厳性クリニック	- 韓国戦争民間人虐殺犠牲者追悼事業関連報告書
国際取引法務クリニック	- 韓国企業が海外企業を買収した実際のM&A契約書 - 海外私募ファンドが韓国企業を売却した実際の事例

律相談をする前に法律相談方法論および進行方法について講義する。受講生の法律相談は、申請事件を学生が事前に検討し、指導弁護士のフィードバックを受ける。以後、依頼人と実際の法律相談は学生が行う。依頼人に対する相談は指導弁護士が補充し、学生の相談内容については指導弁護士がフィードバックを与える。学期の終わりには、学生がそれぞれ行った事件を発表し、他の学生と争点を討論するケースラウンドがある。訴訟遂行事件は、学生が学んでいる民事、刑事法理が適用され、障害者、移住労働者など脆弱階層を支援して社会的貢献をする事件だ。事件については、事件当事者の脆弱性に対する理解と社会的問題点を紹介する講義を行い、訴訟資料を検討する。以後、受講生と法理と事件の争点などについて討論する。学生が書面の草案を作成した後は、指導弁護士が講評講義および

添削指導を行い、学生は最終書面を作成して再提出する。地域社会法律構造クリニックを含め、2022年度1学期におけるそれぞれのクリニックの訴訟事件は上掲表の通りである。

Ⅲ. 公益法律センターの法律構造活動

1. 法律構造活動の概要

公益法律センターの法律構造活動は、非営利を原則として公共性と教育的目的に合致する事件を受任する。法律相談依頼人は法律的な助けを受けにくい脆弱階層であり、ソウル大学の構成員（学部生、大学院生、職員）にも無料の法律相談を行う。公益事件の受任のために社会的弱者の公益訴訟を支援する団体と協力関係を維持している。

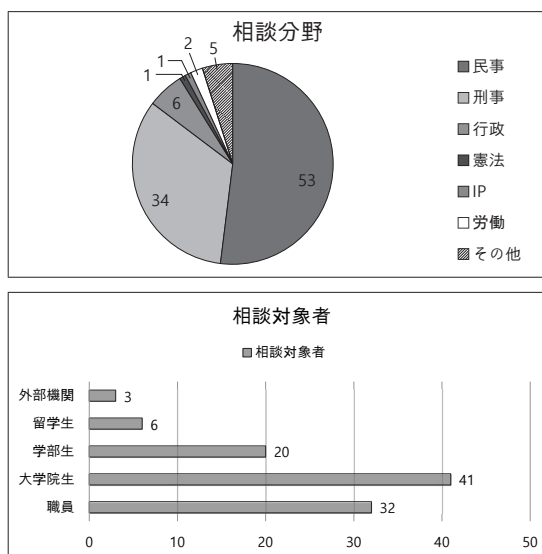
公益法律センターの法律救助事件は臨床法学授業（地域社会法律救助クリニック）

とプロボノプログラムで学生が関与している。学生が関与する事件は臨床法学授業とプロボノ活動のどちらも、事件に対する事前教育と検討、学生が主導的に関与する実習、相談及び訴訟書面作成以後フィードバックが行われる。

2. 法律相談

公益法律センターはソウル大学構成員（学生、教職員）に対する無料法律相談を行っており、これを定期的に広報している。法律相談は民事と刑事分野の相談が多く、学生と教職員が均等に申請しており、年間約150件の相談を行う。学内相談だけでなく、法律構造事業の公益性強化のために外部公益機関と連携した法律相談も行っている。公益法律センターでは、公益機関と連携して移住女性、児童養護施設の保護が終了した青年のための法律相談を行っている。

※2022. 1. 1. から 2022. 8. までの法律相談現況（102件）



3. 法律救助訴訟

公益法律センターの法律救助訴訟は、公益目的と学生の教育目的を満たす事件を受任している。事件の受任のために様々な公益機関と協力していて、1年に2度定期懇談会を開催して公益事件を受け付けている。受け付けされた事件は公益法律センターの訴訟事件審議委員会の審議を通じて受任を決める。特に、ソウル大学が位置する地域の行政機関であるソウル市冠岳区と協約を締結し、地域の脆弱階層に法律相談を提供する「法律ホームドクター弁護士」と継続的に協力して法的支援を受けられない低所得者に対し完全無償の法的サービスを提供している。

IV. プロボノプログラム

1. プロボノプログラムの概要と種類

プロボノ活動は単位が付与されない法律奉仕活動で、公益法律センターは2019年夏休みから毎年夏季休暇期間にいくつかのプロボノプログラムを行っている。プロボノプログラムはすべての学生が参加できるが、ほとんどの1年生がプロボノ活動をしている。2021年からは学期中にも公益法律センターの法律構造訴訟事件に関与する「常時プロボノプログラム」活動ができる。公益法律センターは「公益活動マッチングプラットフォーム」サイトを作ってプロボノプログラムを掲示して参加者を募集し、プロボノ活動資料をアップロードするなどして活用している²。

公益法律センターのプロボノプログラム

2 公益活動マッチングプラットフォームサイト http://probono.snu.ac.kr/prj/main/main_form.acl

には3種類がある。まず、臨床法学の授業と同様の方法で訴訟遂行プロボノがある。2022年上半期には、障害者活動補助サービス変更不許可処分行政事件、離婚上訴の追完、親子関係存否確認の訴、結婚移住女性の債務不存在確認の訴、パキスタン名誉殺人関連難民事件上告審など5件の事件に、プロボノ活動として26人の学生が参加した。第二の種類は、公益主題に関する研究活動である。移住女性支援団体とともに2021年には「外国国籍家庭の家庭暴力被害者の在留資格に関する海外法制検討」、2022年度には「結婚移住女性に対する社会統合プログラムの差別的問題に関する比較法的検討」を実施した。上記事例のほかにも、学生たちは「知的障害者労働搾取に関する研究」に参加したり、国連難民高等弁務官事務所韓国代表部とともに韓国

難民判例に対する専門的調査を行った。第三は、市民に法律情報を提供する資料を作成することだ。2020年には「未婚父・母のための法律マニュアル」を作成して配布した。2021年には保育施設などに居住し保護が終了し、自立した青年たちのための「生活の中の法律問題Q&A」冊子を発刊した。2022年にはこれを発展させ、教育教材を作成し、学生たちが直接に教育を実施した。

2. プロボノプログラムの事例

夏休み期間のプロボノプログラムの内容は、公益法律センターが企画して学生を募集したり、学生が直接企画して活動する。2022年公益法律センターが企画したプロボノプログラムは、6つのプログラムに36人の学生が参加した。

※2022年公益法律センター企画プロボノ

	プログラム	活動内容
1	パワーハラスメント法律支援プロボノ	パワーハラスメント相談事例分析及び法律相談
2	地域社会法律構造プロボノ	地域社会脆弱階層訴訟遂行及び法律相談
3	国内難民事件判例分析プロボノ	国内難民事件判例整理・分析、判例評釈草案作成
4	結婚移住女性差別問題研究プロボノ	結婚移住女性に対する社会統合プログラムの差別的問題に関する比較法的検討（オーストラリア、ニュージーランド、カナダなど）、報告書作成
5	障害者労働搾取人権侵害研究プロボノ	塩田での知的障害のある労働者搾取事件関連、判決文分析、行政・刑事・社会福祉・地域社会分野で関連法令リサーチと分析を通じた法律的代替の模索
6	自立準備青年のための法律教育教材作成プロボノ	保護終了後、自立準備中の若者のための法律教育教材作成（4つのテーマで50分教材2つ）、児童保育施設学生法律教育の4回実施など

※2022年学生企画プロボノ

	プログラム	活動内容
1	国家暴力被害者の国家賠償請求案の研究	「兄弟福祉院」事件関連国家暴力被害者に対する国家賠償請求案の研究
2	仮想資産消費者被害と問題調査	仮想資産関連立法動向と変化分析、仮想資産発行プラットフォーム関連現況調査
3	オンラインプラットフォーム消費者問題への対応	OTTサービス規制スペースなどの研究・立法提言報告書の作成
4	ウェブトゥーン市場不公正契約問題対応	ウェブトゥーン不公正契約条項分析報告書作成、「ウェブトゥーン連載契約の際に慎重に検討すべき条項」カードニュース制作、配布
5	専門分野における高校現場実習問題対応	インタビュー、文献調査を通じて「労働人権教育活性化に関する法律案」など立法提案書と政策提案書作成

学生が企画するプロボノでは、公益法律センターが関連団体との連携を実現したり、法律活動を諮問、指導をする。2022年に学生が企画したプロボノプログラムは5つで、28人の学生が参加した。

V. 公益進路開発

1. 公益法務実習

ソウル大学校法学専門大学院は、教育途上にある将来の法曹人の社会的責任の実現および実務能力の向上を目的に、2019年から外部機関のエクスターンシップ活動である「法務実習」に付与される必修1単位を、一般法律事務所と弁護士法人ではなく、公益活動をする機関でのエクスターンシップを遂行する場合のみ付与している。公益法律センターは毎年冬休み期間中、1年生の学生全員（150人余り）を対象に「公益法務実習」プログラムを運営する。公益法務実習は、学生全員を対象とした事前教育

(Boot camp) と公益機関での実務実習（40時間以上）で構成され、学生はそれぞれが実施したプロジェクトについて発表し、それを共有する報告会が行われる。

2021年度公益法務実習の主なプロジェクトとしては、障害者人権公益機関の「無縁故発達障害者の脱施設権利研究」、「障害者虐待および差別事件法律支援」、女性人権公益機関の「性暴力被害支援法律助力現場研究」、「海外居住移住女性家族関係登録等制度利用状況調査」、「デジタル性犯罪関連法・制度現況と改善課題」、「児童性搾取関連法制度検討及び被害者法律支援の理解」、法律構造機関の「コミュニティ法律構造」、「法律構造関連公益的問題研究と相談実習」などがある。その他公共機関で進行するプロジェクトとハワイの環境団体であるBlue Planet Foundationの「環境にやさしいエネルギー関連ハワイの立法運動」の海外プロジェクトも進行している。

2. 公益的な進路に関する講演

公益法律センターは、ソウル大学校法学専門大学院の学生だけでなく、全国の法学専門大学院の学生が参加できる公益進路講演を年4回開催している。「公益テーブル」という名前で、学生たちに伝統的な法曹職域以外に新たな公益的分野を開拓している法律家たちに会う機会を提供している。2021年には国連難民機関、法務部人権局、国家人権委員会、障害者人権センターなどの弁護士、UN-OHCHR人権官が講演した。

3. フェロー弁護士&公益ティーチングアシスタント

公益法律センターは、公益活動を専業とする弁護士を養成するために、公益フェロー弁護士制度を運営している。公益フェロー弁護士制度は、法学専門大学院卒業生が公益法務分野に進出し、公益専門弁護士として活動できるよう教育し支援する。このプログラムで選ばれた弁護士は、自分が企画した公益法務活動を遂行することになり、これに必要な教育及び訓練機会を提供される。現在、公益法律センターには4人のフェロー弁護士がおり、それぞれ性暴力被害者支援、プラットフォーム労働者研究、障害者の人権、北朝鮮人権など様々な分野で活動している。

公益進路を希望する在学生のためには、学期別に2人を公益ティーチングアシスタントとして選抜し、公益法律センターで進行する法律構造事件またはプログラムを補助する業務を遂行するようにしている。これを通じて、公益法律構造及びプロボノ活動を近くで経験しながら、法曹人として公益的な活動の見通しを形成していくことができることを期待している。

VI. 結語

韓国の法学専門大学院の臨床法学教育は全般的に活発だとは見られていない。韓国は日本とは異なり、法学専門大学院制度を導入しながら司法研修院を廃止し、予備試験も存在しない。しかし、日本と法曹養成制度が類似し、弁護士試験合格率の低下で学生が試験準備に集中するため、臨床法学教育の発展には困難がある。

人間と社会に対する深い理解と正義を目指す法曹人を養成しようとする法学専門大学院の教育理念を実現するために社会に奉仕し、社会的弱者の悩みを共感する機会を提供する必要がある。ソウル大学校公益法律センターの様々なクリニックと法律構造及びプロボノ活動、公益進路開発プログラムが日本の法科大学院の臨床法学教育に参考になることを願う。